

答弁書第九三号

内閣参質一七三第九三号

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員佐藤正久君提出防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員佐藤正久君提出防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府としては、憲法及び専守防衛等の基本的防衛政策の下で、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とした各種施策を推進する考えである。

「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成十六年十二月十日閣議決定）の修正については、国家の安全保障にかかわる重要課題であり、政権交代を経て、鳩山内閣として十分な検討を行う必要があることから、「中期防衛力整備計画（平成十七年度～平成二十一年度）について」（平成十六年十二月十日閣議決定）の対象期間後の中期的な防衛力の整備計画の策定とあわせて、平成二十二年内に結論を得ることが適当であると考えている。なお、御指摘のように「年内と指示」したとの事実はない。

また、政府においては、平成二十二年度の防衛予算を編成するに当たって準拠となる方針について検討するため、「基本方針」（平成二十一年九月十六日閣議決定）に従って関係閣僚等による閣僚委員会を開催し、実質的な議論や調整を進めている。当該委員会における検討は現在も継続中であり、現時点におい

て、その議論の具体的内容についてお答えすることは差し控えたい。